

社協の泉



▲6月23日、権利擁護センターのPRのため、白糠大漁まつり会場にてティッシュ配布しました。

今回の主な内容

- * 令和5年度事業報告・収支決算報告・事業内容 ……P1～2
- * 権利擁護センターだより ……P3～4
- * 評議員新体制について／寄付・寄贈御礼 ……裏表紙

令和5年度事業活動報告

令和5年は新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行され、社会経済活動の正常化が進む中、様々な業種において人手不足が課題となっている昨今において、取り分け介護業界ではこのことによるサービスの低下や労働環境の悪化による離職率の上昇、経営悪化が危惧されているところであり、本会においても介護従事者の人材確保は喫緊の課題であります。

令和5年度においても積極的に人材確保に努めたものの、居宅介護事業部門については、人員不足の影響により新規受入れ件数の増加と反し利用回数は減少したところではありますが、働きやすい労働環境を整備することで離職を防ぐことが考えられることから、処遇改善や職場環境の改善として就業規則等の見直しを図ったところでもあります。

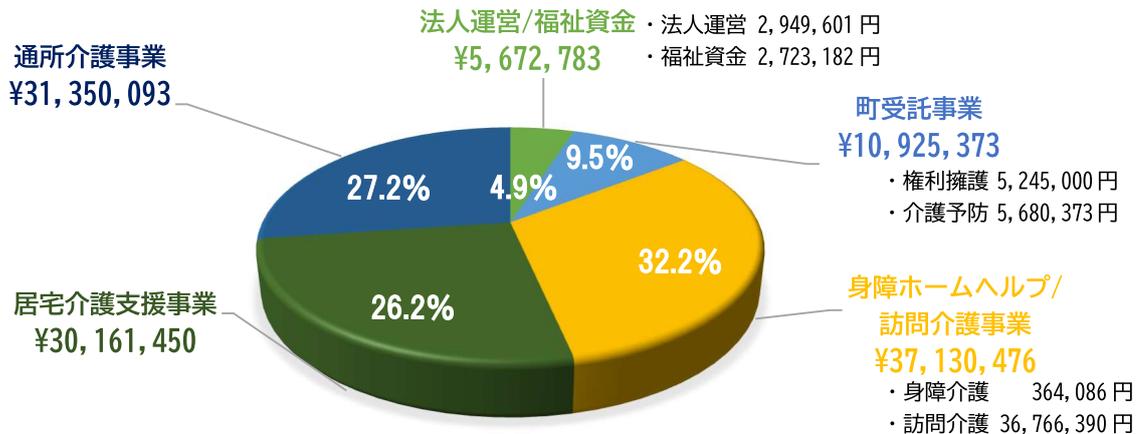
法人地域福祉事業については、地域住民との関わりも回復傾向にあり、ふれあいサロンへの参加者や小地域ネットワーク活動協力町内会の増加につながったところでもあります。

権利擁護事業については、後見制度等を必要とされる方や生活困窮者等に対して、総合相談窓口として多機関との連携を図り支援を実施して参りました。

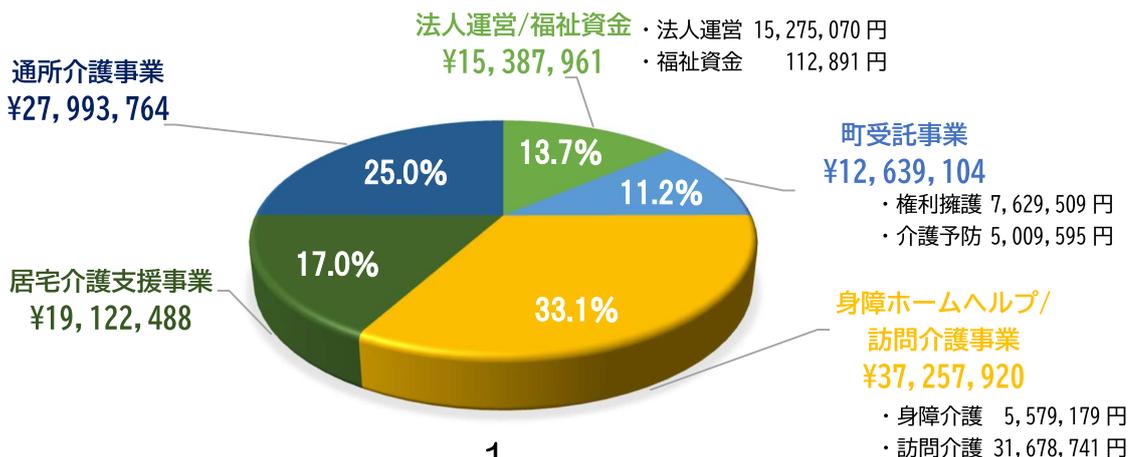
現体制の中で可能な対応を協議検討し、住み慣れたこの町で安心した暮らしができるよう、地域の助け合い、地域福祉づくりを目指し、町をはじめ各関係機関、団体と地域住民の皆様のご支援とご協力を賜り、各種福祉事業を実施いたしました。
(活動報告書 一部抜粋)

令和5年度収支決算

収入 115,240,175 円
(うち 来年度繰越金 2,838,938 円)



支出 112,401,237 円



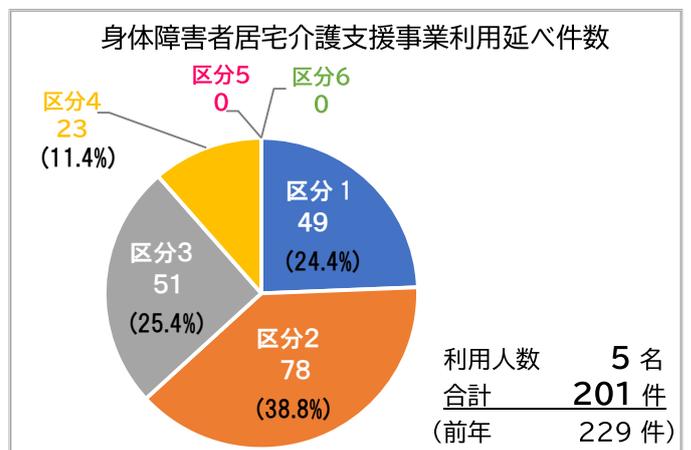
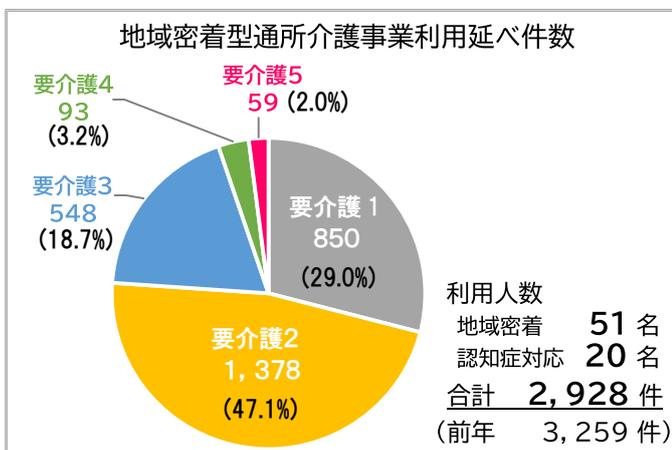
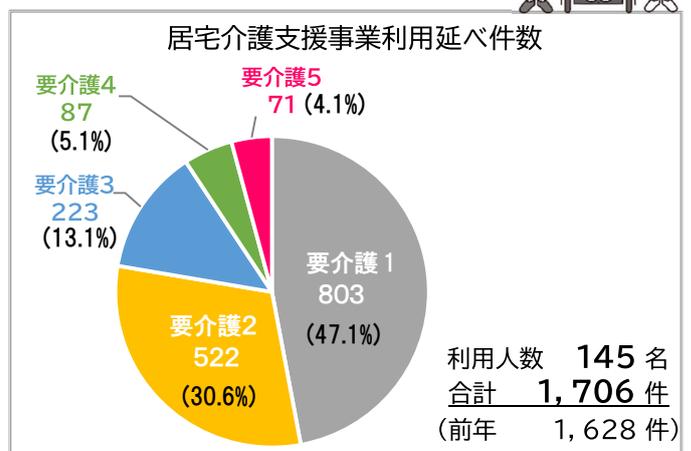
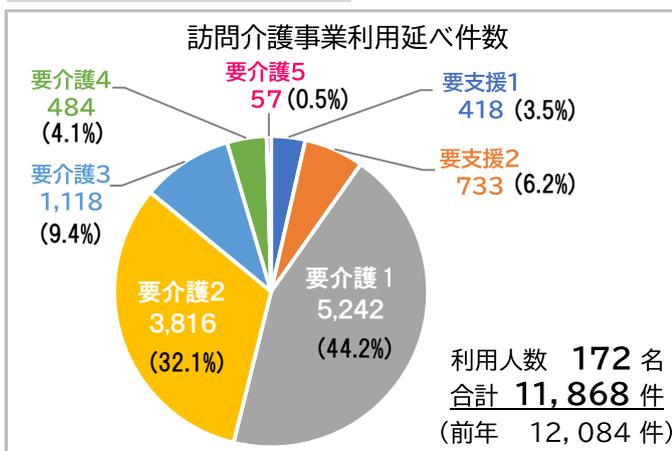
○ 法人運営部門 ○

- ・社協会費
普通会費 78町内会 732,960円
特別会員会費 124件 445,000円
- ・社協広報活動事業
社協の泉 年3回(7月・9月・2月)発行
- ・会葬お礼はがき事業 689,000円
(利用件数38件 11,250枚)
- ・小地域ネットワーク(助け合いチーム)
活動推進事業
実施協力活動助成18町内会 479,000円

- ・ボランティア活動普及・育成事業
夏休みボランティア体験(2日で3名の参加)
冬休みボランティア体験(2日で2名の参加)
- ・介護福祉機器無償貸し出し事業
車いす 13台 シャワーチェア 1台
歩行器 0台 ポータブルトイレ 6台
- ・福祉資金貸付事業
応急生活資金貸付0件・生活福祉資金貸付0件
- ・ふれあいサロン事業(9月より再開)
西庶路サロン(めいこう) 56名
庶路サロン(コイトイ) 44名



○ 居宅介護事業部門 ○



○ 町受託事業部門 ○

- ・軽度生活援助サービス事業
利用登録者10名…利用延べ件数 307件
- ・生きがい活動通所サービス事業
利用登録者35名…利用延べ件数 1,347件
- ・声かけ訪問サービス事業
利用登録者36名…利用延べ件数 2,088件
※ 利用登録者はいずれも令和6年3月末現在

- ・権利擁護センター事業
新規相談件数 3名 3件
登録者への支援 5件 12回
申立件数 0名 受任件数 6件
家庭裁判所へ登録者の推薦 2名
町民後見人登録 8名 (令和6年3月末現在)
法人後見相談件数 1件 受任件数 0件
日常生活自立支援事業利用件数 6件 124回



権利擁護センター「成年後見セミナー」開催

“相続とは、”



権利擁護センターの「成年後見セミナー」が5月31日、保健センターにおいて開催され、講師に町内の後藤司法書士事務所の後藤毅俊氏を招き「相続とは」と題し、「相続登記の義務化」などについて講義されました。

会場には町民や現在、後見人として活動している方など、33名の方が出席し、身近に起こりうる相続問題だけに熱心に受講されていました。

講義の中で後藤氏は、「所有者不明の土地の発生予防と利用の円滑化を図るために相続登記義務化が4月からスタートしたことや相続土地国庫帰属制度があること」「相続に関する民法改正や親族同士が相続で争う『争族』事例があること」など親族図や用語解説を用いながらわかりやすく説明され、参加者からも積極的に質問がなされていました。

Q & A

Q1 ご存命中に、あまり先が長くないという段階で相続登記はできますか

A 相続登記は相続が始まった時であり、生きている間に誰かに土地をあげたい気持ちがあるのであれば直系尊属であれば生前贈与という形で相続放棄することなく贈与するやり方もあります。

Q2 主人の母は認知症です。その場合の相続登記は

A 認知症には個人差があり、普段はできないことでも、その時によって理解ができたり動けたりもするため判断が非常に難しいです。認知症の程度もあるため裁判所の判断によります。そのため日ごろの状況を詳しく伝えるとともに医師の判断が必要です。

Q3 法定相続人の第3順位の全員が相続放棄した場合、第4順位はあるの

A 第4順位はありません。その場合は国に財産が行くこととなります。一般的に弁護士が財産管理人になり、その財産を処分します。

Q4 兄弟など3人と複数で不動産を共有することに問題点はありますか

A 法的には問題ありません。遺産分割協議しなくても法定相続通りでは共有することになります。法律で相続分が決められているからです。ではなぜ遺産分割協議をするかという、例えば3人の相続人が土地・建物を3分の1ずつ所有した場合、もし、家のリフォームの際に一般的に金融機関から借りて担保をつけると全員が債務者になることとなりますが、誰も債務を負いたくありません。遺産分割協議をすることで誰かに1本化し手続きしやすくすることができるわけです。



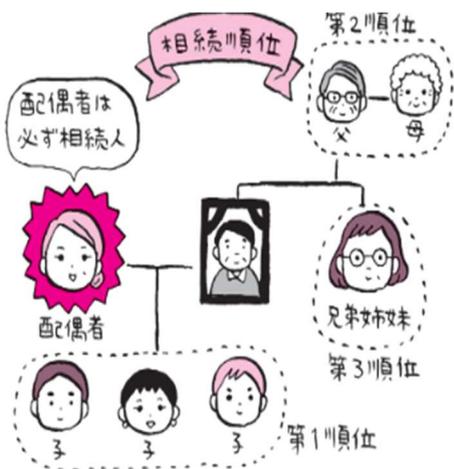


にならないために



故人に配偶者や子どもがおらず、両親も他界している場合は故人の兄弟が相続人になるものの、兄弟も亡くなっている場合は、その子どもが相続人になることもあり、相続人同士に全く面識がなくても、知らない間に相続人になるケースがあります。

左記の図のように、相続（遺産分割含む）には法律で定められている法定相続人の順位がありますが、遺産分割を巡り親族間でもめごとに発展し「争族」になるケースがよくあります。争族にならないためにも普段から親族関係を家族間で話しあっておくことが大切です。また、法定相続人をあらかじめ確定させておくため、前もって戸籍謄本など必要な書類を用意しておくことをお勧めします。居住地が遠方や不明、相続人が死亡していた場合など、すべての書類取得するまでに相当の日数と時間がかかり、手続がかなり遅れることとなります。



用語解説

- 被相続人 : 財産を有して亡くなった人
- 相続人 : 相続する人
- 法定相続人 : 相続する権利が及ぶ範囲を法律で決めている、それに該当する人。
- 直系尊属 : 被相続人より上の世代に属する血族、父母、祖父母。
- 遺産分割協議 : 共同相続人が全員で被相続人の財産をどのように引き継ぐか話し合いをもつこと。
- 相続放棄 : 相続人が遺産の相続を放棄すること

権利擁護センターにお気軽にご相談を

「一人暮らしでお金の管理や手続きが出来なくなるかもしれない」「障害のある子どもの将来が不安」など、ご家族やお知り合いの困りごとはありませんか？

権利擁護センターでは、大切な方の財産や、誰もが当たり前にある権利を守る、お手伝いをさせていただきます。ご相談は無料で、秘密は守ります。お気軽にご相談ください。

【お問い合わせ】

白糠町権利擁護センター（社会福祉協議会内） ☎2-2042・2-2702

月曜日～金曜日（土日祝・年末年始がお休み）午前8：30～午後5：30



評議員の新体制について



このたび、任期満了にともない白糠町社会福祉協議会の評議員改選が行なわれました。

新評議員体制は、次のとおりとなります。(任期は、令和6年6月19日から令和10年6月開催の評議員会終結まで)

【再任】				【新任】		
松山 和男	吉田 道子	池田 昭子	加野 隆一	堀口 武美	大藤 靖司	長尾 一恵
山田 久枝	山内 敏明	相原 初江		西村 則雄	松野 節子	

改選に伴い退任された皆様には、長きにわたり社協のためにご尽力賜り、心より厚く御礼申し上げます。

【退任】 茂木 スズエ 様 松井 陽子 様 奥田 陽子 様 藤田 龍子 様



心温まるご協力 いつもありがとうございます



◎ プランター花寄贈

白糠町女性ボランティアクラブ 様

6月3日(月)、同クラブ(桧森千枝子会長)の皆様より、マリーゴールドやベコニアなど3種類・計30株を寄せ植えにしてご寄贈いただきました。

社協が町保健センターに事務所を移転した平成22年から毎年続けていただいているもので、この日は玄関前の雑草抜きも丁寧にして下さいました。

温かいお気持ちに心よりお礼申し上げます。

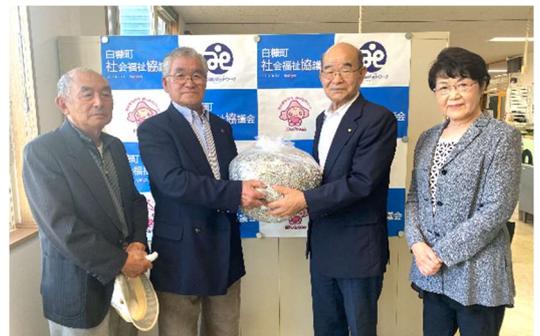


◎ リングプル寄贈

釧路地区身体障害者福祉協会白糠分会 様

6月28日(金)、石田正義会長・木村忠治副会長・濱野則子事務局長が来訪されリングプルを10kgご寄贈、本会岸本秀彦会長に手渡していただきました。

「福祉活動の一助になれば」と昨年同様、沢山ご寄贈いただきありがとうございます。



◎ 社協リングプル回収BOXに寄贈をしていただいた皆様ありがとうございます ◎

◎ 一般寄付金寄付者

吉村 寛 様 (西麻路東1北1)
20,000円

笠原 邦夫 様 (西1南4)
50,000円

◎ 介護用品寄贈者

武山 政幸 様 (西麻路東1北4)

◎ 会葬ハガキ事業協力者

野澤 秀一 様 (東1北3)
13,000円

田名部 弘志 様 (岬2)
16,000円

森谷 陽子 様 (東1北4)
18,000円

小西 和広 様 (東3南2)
18,000円

前回数以降分(順不同)

編集発行

社会福祉法人 白糠町社会福祉協議会

〒088-0331 白糠町東1条北1丁目1番地9 (白糠町保健センター内)
TEL 2-2042/2-2702 FAX 2-2042

- 指定居宅介護支援事業所
- 指定訪問介護事業所
- 基準該当身体障害者居宅介護事業所
- 白糠町権利擁護センター
- 通所介護事業所 ケアホーム春風 (白糠町庶路宮下5丁目3番地23 / TEL 5-9600)



「社協の泉」は、赤い羽根共同募金の一部助成を受けて発行しています。